

(参考 1)

環境物品等の調達の推進に関する基本方針の見直し(案)のポイント

平成 29 年 2 月に閣議決定した「基本方針」からの主な見直し(案)は、以下のとおり。

見直し内容 詳細

分野	主な見直しの内容(案)
紙類	<ul style="list-style-type: none">● 木材関連の合法性確認について修正● 平成 18 年 4 月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除
文具類	<ul style="list-style-type: none">● 木材関連の合法性確認について修正● 平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正● 塗工されているものに係る判断の基準の見直し(塗工されている印刷用紙の基準を適用)(けい紙、起案用紙、ノート)
オフィス家具等	<ul style="list-style-type: none">● 木材関連の合法性確認について修正● 平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正● 単一素材分解可能率を 85%以上から 90%以上に引き上げ(棚、収納用什器)
画像機器等	<ul style="list-style-type: none">● 固体光源の製品について、製品本体重量に係る判断の基準の緩和措置の設定(プロジェクタ)● 有害化学物質に係る備考の修正(REACH 規則への整合)(トナーカートリッジ、インクカートリッジ)
電子計算機等	<ul style="list-style-type: none">● 木材関連の合法性確認について修正(記録用メディア)● 平成 18 年 4 月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除(記録用メディア)
家電製品	<ul style="list-style-type: none">● 受信機型サイズが 39V 型以下の製品のエネルギー消費効率基準について、経過措置を延長(テレビジョン受信機)● 温水洗浄便座について、基準エネルギー消費効率の見直し(電気便座)
エアコンディショナー等	<ul style="list-style-type: none">● 業務用エアコンについて、冷媒に使用される物質の地球温暖化係数の基準を適用(750 以下)
照明	<ul style="list-style-type: none">● 蛍光灯照明器具の品目削除● 固有エネルギー消費効率に係る判断の基準等の見直し(LED 照明器具)● 投光器及び防犯灯を対象に追加(LED 照明器具)● ランプ効率に係る判断の基準等の見直し(省エネ法トップランナー基準の適用製品及び適用製品以外で区分)(電球形状のランプ)● 電球形蛍光灯ランプ及び電球形 LED 以外の電球を対象から除外(電球形状のランプ)
自動車等	<ul style="list-style-type: none">● ガソリン自動車及び LP ガス自動車に係る排出ガス基準値の見直し(WLTC モード又は JC08 モード)● ガソリン乗用車、ディーゼル乗用車又は LP ガス乗用車に係る燃費基準の見直し(小型バスを除く)● 配慮事項の削除(鉛の使用量の削減、アイドリングストップ設計)● バイオディーゼル燃料混合軽油(B5)の積極的利用について備考に記載
制服・作業服	<ul style="list-style-type: none">● 植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加(帽子)● 配慮事項の見直し(付属品等への竹繊維の利用)(帽子)
インテリア・寝装寝具	<ul style="list-style-type: none">● バイオベース合成ポリマー含有率の適用について、1 年間の経過措置の延長(カーテン、布製ブラインド)

	<ul style="list-style-type: none"> ● 木材関連の合法性確認について修正(ベッドフレーム) ● 平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正(ベッドフレーム)
作業手袋	<ul style="list-style-type: none"> ● 未利用繊維に係る判断の基準を追加
その他 繊維製品	<ul style="list-style-type: none"> ● 植物を原料とする合成繊維に係る判断の基準を追加(集会用テント)
設備	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽電池モジュールに係る環境配慮設計の事前評価を判断の基準に追加(太陽光発電システム) ● 使用済製品の回収システム等及び重金属等有害物質に係る配慮事項の設定等(太陽光発電システム、太陽熱利用システム) ● 備考の追記(年間を通じた環境負荷に関する情報の開示)(日射調整フィルム)
災害備蓄用品	<ul style="list-style-type: none"> ● 缶詰の品目削除
公共工事	<ul style="list-style-type: none"> ● 木材関連の合法性確認について修正(間伐材、製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板、フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板、合板型枠) ● 平成 18 年 4 月 1 日より前に伐採された原木に係る合法性の確認についての記載の修正(製材、集成材、合板、単板積層材、直交集成板、フローリング、パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板) ● 木材・プラスチック再生複合材製品の品目新規追加
役務	<ul style="list-style-type: none"> ● 木材関連の合法性確認について修正(印刷) ● 平成 18 年 4 月より前に伐採された原木に係る経過措置の削除(印刷) ● 食品廃棄物削減のため提供する料理の量の調節を配慮事項に追加(食堂) ● 備考の追記(床維持剤の剥離洗浄廃液の適正処理)(清掃) ● 環境保全のための仕組み・体制の整備について判断の基準に追加等(輸配送、旅客輸送、引越輸送) ● 再配達削減のための取組について配慮事項に追加(輸配送) ● カップ式自動販売機のフロン類の不使用に係る経過措置を削除(飲料自動販売機設置) ● 加煙試験の品目新規追加 ● タイルカーペット洗浄の品目新規追加